

測量・コンサルタント業務等における最低制限価格の算定方法の見直しについて

1 見直しの理由

ダンピング受注による測量業務，コンサルタント業務および地質調査業務（以下「測量業務等」）の品質への影響や設計等技術者へのしわ寄せに対応するため，国土交通省が令和6年3月25日および令和6年4月15日付で行った「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正を受け，測量・コンサルタント業務等に係る最低制限価格の算定方法について見直しを行い，適正な履行の一層の確保や労働環境の向上を図ります。

2 見直しの概要

(1) 最低制限価格の範囲 **（測量業務および地質調査業務を除くコンサルタント業務）**

コンサルタント業務

【現 行】 予定価格の 6 / 10 ～ 8 / 10

↓

【見直し後】 予定価格の 6 / 10 ～ 8.1 / 10
令和6年7月1日から

(2) 基準価格の算定

測量業務

【現 行】

直接測量費の100%

測量調査費の100%

諸経費の48%

の合計額

⇒

【見直し後】 **令和6年7月1日から**

直接測量費の100%

測量調査費の100%

諸経費の50%

の合計額

土木関係コンサルタント業務

【現 行】

直接人件費の100%

直接経費の100%

その他原価の90%

一般管理費等の48%

の合計額

⇒

【見直し後】 **令和6年7月1日から**

直接人件費の100%

直接経費の100%

その他原価の90%

一般管理費等の50%

の合計額

地質調査業務

【現 行】

直接調査費の100%
間接調査費の90%
解析等調査業務費の80%
諸経費の48%
の合計額



【見直し後】 **令和6年7月1日から**

直接調査費の100%
間接調査費の90%
解析等調査業務費の80%
諸経費の50%
の合計額

補償関係コンサルタント業務

【現 行】

直接人件費の100%
直接経費の100%
その他原価の90%
一般管理費等の45%
の合計額



【見直し後】 **令和6年7月1日から**

直接人件費の100%
直接経費の100%
その他原価の90%
一般管理費等の50%
の合計額

3 適用時期

令和6年7月1日以降に入札公告または指名通知する入札案件から**新基準**を適用します。